

平成28年宇治田原町総務産業常任委員会

平成28年2月15日

午前10時開議

議事日程

日程第1 第4四半期の事業執行状況（変更）について

○環境課所管

日程第2 所管事項報告

○総務課所管

・生活道路等における交通安全対策について（郷之口湯屋谷線30km
規制）

○建設・環境課所管

・協栄開発に係る報道について（Ⅲ）

○産業振興課所管

・宇治田原町観光振興計画（案）について

○上下水道課所管

・立川浄水場系統（川東取水井）新設事業について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼建設・環境課 建設課長	光嶋隆君
企画・財政課課長補佐	村山和弘君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
建設・環境課 新名神推進室参事	山下仁司君
建設・環境課 山手線推進室参事	垣内清文君
産業振興課長	木原浩一君
産業振興課 地域資源活用室参事	下岡寛史君
上下水道課長	野田泰生君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

庶務係長	岡崎貴子君
------	-------

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

暦の上では、立春が過ぎはや十日がたっております。三寒四温で気候が定まらない日が続いております。

委員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、昨日は通算第4回目の議会報告会開催に当たり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会中における総務産業常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、総務課、建設・環境課及び産業振興課及び上下水道課所管分についての協議とし、報告関係課のみの出席としております。

ここで、山内議員が傍聴に入っておられますので、報告しておきます。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

週末から暖かい日がありましたが、またきょうから冬の寒さが戻ってきたというように感じております。

委員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨日は、先ほどご紹介がありましたように議会報告会を開催され、お疲れさまでございました。議員各位のご奮闘、ご尽力に深く敬意を表するところでございます。

また一昨日、土曜日におきまして、雨の中、下岡清富氏の農林水産大臣賞ダブル受賞の祝賀会にご出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、ご多忙のところ総務産業常任委員会にご出席を賜り、ありがとうございます。谷口委員長、内田副委員長のもと常任委員会を開催いただき、第4四半期の事業執行状況変更及び郷之口湯屋谷線の30km速度規制や宇治田原町観光振興計画の案等、各課の所管事項報告をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務産業常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

また、関係資料は事前及び当日配付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、第4四半期の事業執行状況（変更）を議題といたします。

環境課所管について、当局の説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは、建設・環境課環境係所管の第4四半期事業執行状況の変更について申し上げます。

変更というよりは報告みたいなものなんですけれども、1番の小型家電リサイクル推進事業につきましては、1月に60キロの持ち込みがありました。

また、2番の家庭用資源有効利用設備設置補助事業につきましては、1月末に新たに1件申請があり、生ごみ処理機の申請が1件ありましたことを報告させていただきます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ないようですので、第4四半期の事業執行状況（変更）を終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告を議題といたします。

まず、総務課所管の生活道路等における交通安全対策（郷之口湯屋谷線30km規制）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、生活道路等における交通安全対策について、郷之口湯屋谷線の30キロ規制につきまして、今の現状についてご報告申し上げたいというように思います。

この30キロ規制につきましては、地元区3区、立川、荒木、郷之口の区よりも要望をいただいております、その要望に基づきまして公安委員会のほうに町から要望をさ

せていただいていた経過がある中で、町議会におかれましても一般質問やあるいはまた所管の常任委員会の中で鋭意、状況報告について進めてきたというようなところでございます。そうした中で今般、公安委員会のほうから一定の報告がありましたので、ご報告を申し上げたいというように思います。

お手元のほうに図面を配付させていただいております。この図面につきましては、郷之口から立川のところまでの約2.5キロあたりぐらいになるところでございますけれども、この間につきましては、日ごろから非常に通過車両も多いというようなところであり、特に工業団地にお勤めの方等々がこの路線を走っておられるということで、工業団地管理組合におきましても啓発活動や、あるいはまた町においても職員がボランティアで出ております交通安全推進の日という中にこの路線を重要路線として啓発活動も行ってきたところございまして、今申し上げましたように、一応町のほうとしては、この路線に案として路側帯をラインの芯々4.0mから4.5程度に中心に路側帯を白線で引くということと、それと減速帯と薄層舗装、こういうようなものをした中で、これによって30キロ規制を何とかしていただきたいということで府警本部の公安委員会のほうに提案をしていたところございまして、規制課のほうから、この道路については、この交通規制を30キロにするには、図面の左下にありますけれども、こういった路面表示のほかにも物理的にも道路幅員を狭める施工が必要やと、こういう回答をいただいております。

何カ所、じゃここにそうした道路、幅員を狭める施工が必要なのかといいますと、状況によっては何カ所か設置はしなければならないと。特にそういう道路幅員を狭める施工と申しますのは、今ある現状の道路を何かを設置して狭くして、できるだけ走りにくくなるようにする施工のことを言うわけでございまして、特に直線とかそういったところ、あるいはまた住宅の入り口のところ、そういったところには必要だろうと、しかしカーブとかあるいはまたそういう民家の前、こういったところでは無理だろうと、こういうように言われておまして、その道路幅員を狭める施工が必ず必要やということ言われてまいったところでございます。

そういった中、町としても安全対策は非常に重要と考え、今現在、近隣でもゾーン30キロというような表示をされて交通安全対策をされている市町村のほうも出ているわけございまして、それでもう何とかならないかということで協議もしてきた経過はございますけれども、現状から申し上げますと、宇治田原町内ではゾーン30キロというのは設定をする場所はないというようなことで返事もいただいております。

そうしたことから、安全対策については、これは日ごろから非常に町としても重要なことでもあるということも含めまして、こういった状況をもとに、また町といたしましても生活道路等における交通安全対策会議でこういった状況を協議する中で、地元のほうでそういった道路幅員を狭める施工が了承いただけるということであれば、そういった形に進めていきたいというように思っております。

また、あわせて、それまでの間も非常に交通安全対策についても重要という認識でおりますので、この路線には看板の設置とかそういったものについては設置はいたしておりますけれども、いろんな角度から今後も啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、今までから議会のほうでもこの路線について重要な路線ということでご指摘も賜ったところでございますが、今現在、公安委員会のほうから規制課のほうではこういった回答をいただいているということで、まずご報告を申し上げたいというように思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） ちょうど1年ちょっとかかったわけですが、公安のほうからそういう検討結果が町のほうに寄せられて、あとこの3地域から要望のあったことでございますので、その3地区に返されてその対応方をどうするかとか、町との協議の進め方ですね、今後の各地域との。その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますが、今もおっしゃっていただきましたように、ちょうど昨年2月26日に要望いたしまして、この間、もちろん期成会をはじめ、田原町の町長も含め、この路線を歩いて見ていただいているというような経過もあった中、今後この内容をまず議会のほうに状況報告させていただいて地元とも再度協議をいたしまして、地元区のほうでそういった、今申し上げたような道路幅員を狭める施工が、それでもやはり30キロ規制を設置いただきたいということになれば、また議会にも報告させていただく中で、そういった設置箇所についても整理する中で、再度詰めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしたら、まずは3地区の要望されたところへこういう結果を返して、地域の中でスピードを出して通行される車両等についての規制云々かんぬんについてどのように今後対応をするのか検討していただくと、そういうことでしょうか。

も、町としてそういう危険箇所について、公安はこういう回答を最終的には寄せられたわけなんですけれども、そのことに関して地域のほうで構造物を築造したり、そういうことについては話がまとまらなかった場合、危険という実態は、状況はそのまま残るわけで、そういったときに町としてどういう動きをしていこうとされるのか。町のそれぞれの地域、町道のことでございますので、その危険の解消のために地元の同意が必要なのかどうか、どうしても危ないところにはそういうようなものをつくっていくのか、その辺をきちっと整理してかからないと、地域に任せっきりになるとどうしてもその危険箇所そのものが残りますので。事故が起こってから再度地域と協議するということになってもおかしな話になりますので、やはりきちっと事の将来の形を整理しながら地域と話しするというのが大事ですね。地域に任せておくと、どうしてもそんなもんスピード出せなかなわんでとかになりがちですので、安易な方向に行かないように、きちっと町のスタンスも示しながら地域と協議していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問、ご指摘でございますが、もうおっしゃるとおりもっともだというように考えておまして、先ほどちょっと説明不足の点もありまして大変申しわけないですけれども、確かに町の責務として、やはりこの路線は重要路線というように考えておりますので、今後、看板の設置やあるいはまた道路上におけるいろいろと、スピードが出ないように、工作的なそういう標示もしながら引き続き交通安全対策に取り組んでいきたいというように思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 通勤の朝夕ですけれども、特に朝のラッシュ時には一刻を争うような、競争で会社のタイムカードを押さんならんということがありますので、それはそれなりにわからんことはないですけれども、そこで事故が起こったら何にもなりませんので、そのことの町のスタンスはきちっと示す必要があるやろうと。

役場の前でも30キロ規制ですね。向こうから、信号からこっちをずっとしてはいますがけれども、とてもきちっと守られているようには思いませんのでね。子どもたちを送っていくときにも、その交差点で指導員さんが待っておられるにもかかわらず、そのまままばっと走り抜ける車もありますねん。とても30キロじゃないなど、40、50出ているんじゃないかなと思うときもありますので、その辺の再度の点検も含めて、町のこ

の湯屋谷郷之口線だけじゃなくて、ここも含めてその辺の安全対策をきちっと遵守できるような方策を、町としても今後とも指導していく方向で取り組むべきやと思うんですけども、その辺はどうですか。この、前なんかは非常に危ないなと思うんですけども。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問にお答えいたします。

副議長におかれましても、毎日子どもの安全対策ということで登校時等におき、子どもと一緒に学校のほうまで大変毎日ご苦労いただいていることに感謝申し上げたいと思います。その点のおっしゃるように、役場の前は30キロ規制というのは出ておりますけれども、それでもやはり今おっしゃったように横暴な運転があるというようなことも受けているわけございまして、警察のほうもしっかり、立っていただくだけでも啓発につながるんじゃないかということも申し上げているところなんですけれども、再三にわたって役場の前等、取り締まりも含めてやっていただいております。また、大道寺のところでも、取り締まりも含めて啓発活動に努めていただいているというようなところもございまして、町としてはそういった交通安全については非常に重要なことから、今後も引き続き安全対策に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 最後ですけれども、その3つの地域ですと、ちょうど役員の交代期に当たっておりますね、3つのうちの2つがね。その辺も含めると、こういった経過のある話につきましてはきちっと迅速にやっていただかなければならないのかなと思いますので、その辺は一定の目標の期限を設定して地域と話し合われるように、これは意見として述べておきますのでよろしく願い申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかに。上林委員。

○委員（上林昌三） ちょっと関連で、余談な話をさせていただきますけれども、皆さんもお通りになったかもしれませんが、国道171号線で大山崎から長岡京に抜ける道で、よく通り抜ける住宅の中の道路があるんです。そこに、今、話がありますように、公安のほうから工作物を置くなりして道を狭めてというふうなご意見を参考にするかもしれませんが、あの場所が最初、コンクリでできたブロックの花壇が道路を狭めるために置かれたんですね。もう大変待ったところが仕事の上で通り抜けるのが大変やったんですけれども、それがもう1カ月もしない、もう少ししましたか、皆さんもお通りになっ

たかかもしれませんが、またそれを撤去されたんですね。そうしたら、無駄な、一旦地元の話、また町との話でそういう工作物をされた後、また上のほうからの指導でそれは余りにも邪魔になるのではということで撤去する、大変費用とか手間がかかるというふうなことがあったわけなんです、この大山崎のところですね。そういうことが設置される工作物、これから工夫されるかもしれませんが、十分、後でまた引っ込めてしまうというふうなことのないようになさっていただきたいとも思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 要望ですか。

○委員（上林昌三） 余談ですが、要望じゃなくてそういうふうなこと、よその事例を申し上げただけです。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。安本委員。

○委員（安本 修） ここに説明してもらっている内容をもうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、路側帯についてはわかるんですけども、最後の減速帯、これはどういうものを考えられているんですか。これはもうされるということですね。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、こういう形で要望したときの図面でございますので、先ほど副議長のほうからご質問ありましたように、安全対策としてはやっぱりこの路線に何かを設置していきたいということで先ほども答弁申し上げたところでございますが、これは一つの形としてこの黒い部分に段差をつけ、それからカラー舗装をかけて標示として減速というような表示の仕方でございます。これ1カ所あるんですけども、これだけでは30キロ規制はできないということ为先ほど説明させていただいたところでございまして、今後、先ほどもありましたように、安全対策を図る上では、やはり道路上に何かを路面に設置する中で看板等で啓発も行いながら進めていきたいと。そのために、先ほどもありましたように地元区とも協議をしながら町としての交通安全対策にも鋭意取り組んでいく、そういうこともしながら同時的に進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） そういう減速帯ですか、いろいろ宇治田原線やとか溝をつくったりされていると思うんですけども、これはやっぱり結構振動数のあるようなものにむしろつくってほしいなというふうに思うのと、それから30キロ規制がここに書いてあるように狭めなあかんということなんですけれども、その狭める中身ですね、どうい

を狭めると言うのかというのを検討、いろいろ例もあちこち、この前委員長が言ってくださいましたけれども、やっぱりそういう例もあるので、例を見ながらちょっと慎重にやってほしいなど。

ちょっと思うのは、やっぱり地元にもコンタクトをとって、この間もとっていただいていると思うんですけども、地元は狭めるのはいややという、それは狭めるというのはどういう意味なのかという、大体これまでの例からすると道を狭めるというのは道を狭めることなので、どの程度のどうなんやという、構造物がどうやという具体的などころまで示されていないと思うので、まだこれからなんだと思うんですね。そこはやっぱり、先ほど副議長も言うてくれましたけれども、地元等の協議はやっぱりかなり慎重にしないと、単にもう狭めるという言葉だけではそれはあかんということではね返ってくるという可能性もあるので、やはりまだこの間、全住民、自治会なり各区に対してそういう問題がある、こういうことですよというのをまだ実際にはおろされていないというのが現実やと思うので、その辺では区長なり役員さんとのコンタクトはとられているにしても、全住民というか全区民の方、3区民に対して全部おろしていくというその作業がかなり時間がかかると思うので、そこはやっぱり細かく慎重にしてほしいなというふうに思うんです。

だから、町としてもやっぱりこういう例が、こういうものが狭めるという、狭めるという言葉の中で、どういう、こういうことです、こういうこともあるのやと、こういう方法もあるのやということで、そこはちょっともう少し公安委員会とのコンタクトをとっていただくというのも大事なかなと思うので、その点よろしくお願いします。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これで総務課所管の生活道路等における交通安全対策（郷之口湯屋谷線30km規制）についてを終わります。

次に、環境課所管の協栄開発に係る報道について（Ⅲ）を議題といたします。

当局の説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは、協栄開発に係る報道について（Ⅲ）を報告させていただきます。

前回、平成28年1月20日に総務産業常任委員会で報告しましたけれども、その後の経過について報告します。

協栄開発には1月4日付で宇治簡易裁判所から協栄開発のほうに略式命令、起訴状添

付のものが発送されました。それが1月12日に到着いたしております。その内容につきましては、罰金50万円、罪名は廃棄物処理及び清掃に関する法律違反、罪状は同法25条1項3号、14条の2第1項、被告会社につきましては、さらに同法32条1項1号が罪状として上がっております。行為といたしましては、10月6日に不法投棄で逮捕されたのとは別件でして、被告会社の業務に関し、京都府知事から事業範囲の変更許可を受けないで平成27年9月28日から同年10月3日までの間3回にわたり、従業員に対して資材置き場ほか2カ所から産業廃棄物である廃プラスチック類等合計約16立方メートルを運搬させた上、宇治田原町禅定寺粽谷8番地1所在の被告会社支店資材置き場に保管させ、もって京都府知事の許可を受けないで事業の範囲を変更したものでございます。

この中の略式命令ということでちょっと言葉がありますが、それをちょっと説明させていただきます。簡易裁判所が軽微な事件に限って公判を開かずに書面審査で罰金、科料を言い渡す簡易な裁判手続によって発せられる簡易裁判所の命令、これが確定すると確定判決と同一の効果を生ずるということになっています。

それから、1月20日に26日付の納付書が届きまして、次の21日に協栄開発から建設・環境課のほうに以上の報告があったという報告を受けたものです。それから1月25日に納付ということで協栄開発が罰金50万円を納付しましたので、同日付で刑事罰が確定しました。これによりまして指名停止ということになりますけれども、前回指名停止させていただきました間から1年が経過していませんので、処分の日は28年1月26日ですけれども、前の期間の2倍ということになりまして、期間は平成28年1月26日から平成28年3月25日までの2カ月間といたしております。

3月25日で一応指名停止が終わるということで、2番の次年度以降の対応ですけれども、平成28年度の燃やさないごみ及び資源ごみの収集運搬業務につきましては、協栄開発と単年度の随意契約をする予定です。なお、当該随意契約の見直しについては、既報告のとおり平成28年度の前期に契約見直しの準備作業に入り、平成29年度または30年度からの複数年契約で着手するよう取り組んでいきたいと考えております。

3ページ目は関係法令を抜粋したもので、関係するところに下線を引いておりますので、またご参照ください。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これは前回ナンバーツリーの報告を受けてから3つ目の報告というこ

とですけれども、経過を見ますと、1月4日に簡易裁判所から協栄開発に略式命令が発送されて、着いたのが12日ということですね、これ。12日に着いてから21日まで建設・環境課に報告がなかった。納付書の部分で初めて報告があったと。略式命令の件については、報告が速やかになされていないということだと思っんですけれども、この辺はそういう9日間間があいたということによろしいんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 協栄開発のほうには、去年の10月27日に処分保留で釈放されてから起訴になるか不起訴になるかということはずっと尋ねてきたわけで、起訴が確定するならば報告してほしいということを常々言うてきました。その結果かわかりませんねんけれども、20日に26日付の納付書が届いて、そのときに25日に納付します、そのときに刑事罰が確定しますということで、起訴が確定するということで報告しに来たと思います。そのときに、突然言われてもということで、一応協栄開発のほうにはもうちょっと来たのやったら早いこと報告してほしいということも言わせていただいたんですけれども、向こうは起訴が確定したらというふうに考えていたというか、私が言うた言葉をそのままのみにしてしまっていて、21日に報告ということになりました。

そういうことで、ちょっと期間はありますけれども、そういう状態になってしまいました。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それは前の案件で、拘留されてどうのこうのという部分が起訴されるかどうかという意味の話ですね。

今回は別件で略式命令が発送されて、これはまた罰則の法律が違うので、それはそれとして別件としての報告をきちっとしてくださいよということはやっぱり業者のほうには指摘しやなだめですし、また今般そういうことであって、この3番目の③で21日にその内容、期限付きの納付書が届いた分についての報告があって、4番目の1月25日に納付がされた。これによって今般の分は刑事罰が確定しましたということですね。前のやつはそれで不起訴になっているという理解になりますね。

そうしますと、指名停止が、これでいきますとその期間を経ずして前に1カ月やっていますのでその期間を、一定期間の間に再度そういうようなことになれば2倍ですよというのは、1カ月のやつの掛ける2で2カ月やったと、こういう内容だと思っんですけれども、その折にきちっと業者のほうを呼んで指名停止をやって、前回の不起訴の分と

今回の部分の逮捕された部分と今回の刑事罰の確定の部分、このことをきちっと業者から事のてんまつを話ししてもらって、町当局が一般廃棄物については契約しているので、今後こういうことがないようにきちっと指導するというようなことが非常に重要な町当局としてのスタンスかなと思うんですけども、この辺はされたんでしょうか。

この1月26日の指名停止処分以降、業者を呼んで、ゆゆしきことやというふうなことで、町の一般廃棄物の請負のほうの業者がこういうことになっておるのについてはゆゆしきことやということの指導なりをこちらに呼んでされたのかどうか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 日にちはちょっと忘れちゃいましたが、この26日に指名停止の通知をされてから、その後に業者を役場のほうに呼びまして、一応29日で期間が切れて28年度からちょっと1年間随時契約もさせていただきますということと、今までこういうことを起こしたので今後こういうことはないようにしてほしいということを厳しく申し上げて説明させていただきました。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の話ですと、一番大事なのは、この1月26日に指名停止の2カ月の文章を発した以降、いつにどの時間帯にどれぐらいの指導の時間を要してきつく申し入れたんやというふうなところが一番大事なんですよね。そのところ、いつか忘れちゃったとこないいいかげんなこと言うているようでは指導が効いてへん。あなたのそういうスタンスが疑義が生ずるような発言、ご答弁ですので、いついつにきちっと呼んで時間をかけて指導したんやというふうなことをやっぱり議会に報告してもらわないと、あなた方の、町当局のそういう指名停止を2カ月もやることの重要性がわかってはらへんのかなと思います。

それともう一つは、今ここに書いているような(2)の今後の対応について、この時点で呼んで指導するときに3月25日まで指名停止しているわけですよ、そうですね。なのに、前に報告いただいた状況はわからんことでもないですけども、28年度の随意契約については、だけれども、その場で言わんなんことあらへん。そのことも危うくなりますよというふうなことをやっぱりきちっと、こういうことを繰り返されるとというふうなことを念押しして言うのが指導なんです。だから、そのスタンスがどうも、今のやつから言うたら、いつかわからんけれどもそのときに指導したけれども、28年度のことでも予定していますよと言うておいた。そんなのは厳しい指導でも何でもあらへん。

甘やかしている証拠ですよ、これは。

だから、その辺について、やっぱりもう少し町当局が略式命令であっても罪が確定しておる、そういうことは産業廃棄物であってもあつてはならないことやと、本来ならばこんなもの契約飛ばしてまわなというぐらいをきちつと言うて、これ4月1日の直近の25日まで指名停止しておるわけですよ。だから、それについては町としての考え方も整理して、もう一度改めて28年度どうするか言わせてもらいますわというぐらいのことを言わなあかん。もう一度、理事、お答えください。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ただいまのご指摘でございますけれども、先ほど三好課長が答弁させていただきましたことにつきまして、訂正と補足をさせていただきます。

ここにもございますように21日に報告がございまして、その間についてはどうするかということも社のほうで弁護士さんを交えて検討しておって時間がかかりましたということはあったようでございます。それで、最終的には25日に納付をしたいということで決めましたと。納付をしますということでございましたので、その納付をしたということのあかしを持って26日に来なさいということで、会長と社長とを呼びました。26日の、時間は私の記憶では3時というふうに記憶をしておりますけれども、その間呼びまして、納付書を確認した上でこれで確定しているなど。ついては、我がほうの考え方といたしまして、これは経過としては別件であるけれども、事の成り行きからいたしまして指名停止をするということに該当するので、2カ月間の指名停止ということになりますということの通知をいたしました。

副議長ご指摘のように、今般これに至った件については、協栄開発としてもそれなりの申したいこともあるかもわかりませんが、やはり地方公共団体の仕事を請け負う中でこういう事件、事象が発生したということについては非常に重く受けとめていただきたいということを私のほうから申し上げまして、これについてはまことに申しわけなかったと。軽率なこともあったからこういうことにつながって、非常に町に対しては迷惑をかけて申しわけなかったと、これを一つの糧として、今後こういったことのないように誠意をもって対応したいということが社長のほうからありましたので、それについては一定の反省をいただけたものということで捉まえたところでございます。

また、時間の関係で、タイミングとして町長のほうもちょうどおられましたので、町長に対して一言おわびだけしてくださいということで、その手順も踏んでいただきまし

た。それをもって、指名停止を3月25日ということは日付を明らかにしておりますけれども、28年度のことについては、前回の経過の報告をする中で、今回は2度目のことなのでこれはちょっと重く受けとめてくださいと、ちょっと様子も見ますよということも申し添えたところでございますので、三好課長のほうから答弁申し上げました内容に関しましては、前にそういうことを言うているのでという意味でちょっとそういう表現になったかと思えますけれども、手順といたしましては、当日にそういう手続を踏んで指導したということでございますので、ご理解賜りますようによろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いずれにしても廃掃法の関連での2件と。別件であろうとも逮捕と刑が確定しておるということになりますので、私どもの、町が出しております委託についても廃掃法に乗かってやっているんですから、同じ法律の中での委託契約になりますので、その辺は十分相手さんにも重く受けとめていただいて、今後二度とこういうようなことが起こらないように町からも厳しく指導していただくとともに、会社側もそういうことを改めて改革していただきたいなということを申し述べて終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これで環境課所管の協栄開発に係る報道について（Ⅲ）を終わります。

次に、産業振興課所管の宇治田原町観光振興計画（案）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 宇治田原町観光振興計画（案）について説明させていただきます。

資料のほうをごらんください。資料を1枚めくっていただきますと、資料1を添付させていただきます。

パブリックコメントの実施結果とその回答についてということで、対象は町内在住・在勤の方及び観光やまちづくりに関心をお持ちの方ということで、資料閲覧は6カ所で行いました。募集期間は12月25日金曜日から1月15日まで。

また、意見の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、A3の資料1-1をごらんください。

パブリックコメントについての回答、それとまた町の回答です。4名の方からご意見

をいただきました。順番に説明させていただきます。

1 番目です。1 番目につきましては、くつわ池で動物観察や昆虫採集など、また休耕田を利用した高齢者の指導者の育成とか、また渋柿に注目した新しい企画、また山登りコースの検討、体験みこしなどの企画とか、またマラソン大会、ウォークラリーなどで茶畑めぐりなどをマッチングしてはどうかと。それと、公衆浴場を設けて緑茶の湯を企画してはどうかといった具体的な意見をいただいております。町の意見としましては、観光振興計画の4つの方針、観光魅力の創出や観光情報発信の施策を具体化する上で今後の参考とさせていただきますということで意見をつけさせていただいております。

2 番目です。2 番目の方はお茶や自然を活用した体験プログラムということで意見をいただいております。また、平等院に観光に来られたお客様の宿泊地の一つとしてはどうかというような意見をいただいております。それに対しまして、具体的なご意見をいただいておりますので、今後の参考にさせていただきますというような感じの意見をつけさせていただく予定です。

3 目です。3 目の方は宇治田原町の単独で観光客を呼び込むことは難しいと思いますと。また、近隣と共存した観光スタイルを確立するなど、お茶に付加価値をつけたり、古民家を利用した貸し別荘を設けるなどしてはどうかというような意見をいただいております。これに関しまして、具体的なご意見ですので、施策を具体化させていく上での今後の参考としたいというような意見をつけさせていただきたいと思っております。

4 番目ですけれども、4 番目の方はアウトドア人気が過熱している中で、多様な年齢層へのアプローチが必要だと思いますと。素案はとても魅力的な観光計画ではあるが、素案に欠けていると思われる点について、3 点提案いただいております。1 点目は周辺観光地との連携ということで、宇治、信楽と連携して連絡バスや合同観光プロジェクトなどを検討してはどうかと。また、積極的に外国人にアピールするなどもいいのではないかといただいております。また、2 目としまして教育との連携と。通訳ガイドを目指すプロジェクトを立ち上げて、学生がかかわれるような観光を考えてはどうかと。3 目としまして発信力。いろいろな発信をしていく必要があるだろうというような意見をいただいております。町としましては、この教育との連携の中で若者を含む新たな人材発掘・育成について、ご意見をもとに本計画の記載に加筆訂正をさせていただきます。その加筆訂正については、後で観光振興計画の案を見ながら説明させていただきたいと思っております。その他の具体的なご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます

ますという回答にさせていただこうと思っております。

続きまして、次につけさせていただいております観光振興計画（案）でございます。

昨年の12月の常任委員会で説明させていただきました観光振興計画と今回の観光振興計画の変更点について説明させていただきます。

宇治田原町観光振興計画（案）ですが、まずパブリックコメントのご意見をもとに、今回変更させていただきました箇所について説明させていただきます。

6ページをごらんください。

先ほど4番目にご意見いただいた方を反映させていただきまして、支援者欄に学校を追加させていただいております。

14ページをごらんください。

短期施策例のところに、これも先ほど4番目の方の意見を反映させていただきまして、短期の施策例の5つ目ですけれども、「地元の小・中学生、高校生に対して『観光』を学んで実践する機会を創出する」という一文を追加させていただいております。

続きまして、隣の15ページの短期施策例の4つ目ですけれども、そこにも「大学等との連携により、観光資源のブランド化、新たな観光資源の創出を促進」を追加させていただいております。

続きまして、パブリックコメント以外の変更点もございますので、説明させていただきます。

昨年の12月の常任委員会で説明させていただいたときに指摘いただいた変更点が2点ございます。

16ページをごらんください。

観光の基盤整備を行うプレーヤーのところで、行政に加えまして民間事業者を加えさせていただいております。

それと、19ページをごらんください。

進捗管理のところですが、4行目です。「この指標の進捗を観光によるまちづくりを推進する関係者が把握し」と前はなっていたんですけれども、今回は「この指標の進捗を観光まちづくり会議等で適切にチェックし」ということで、観光まちづくり会議の中でチェックしていくという部分をつけ加えさせていただいております。

以上、パブリックコメント前から5つの変更点を加えさせていただいております。

それと、このパブリックコメントの変更等につきましては、8日の観光振興計画の部会のほうと、それと10日に開催しました策定委員会のほうでご意見等いただいております。

ます。8日の部会のほうでは14ページに、先ほど説明させていただいた地元の小・中学生、高校生に対して観光を学んでというところで、最初は小・中学生だけという案で進めさせていただいていたんですけども、部会のほうから高校生も入れたらどうかということで加えさせていただいております。策定委員会のほうではその変更をもとに諮らせていただいたんですけども、変更点なくさせていただいております。

それと、最後につけています観光振興計画の答申案でございますけれども、4点意見をつけていただきまして、今度の23日に答申のほうをしていただく予定になっております。

4つの意見を読ませていただきますと、「本計画は『観光によるまちづくり』を目指したものであり、その推進にあたっては、行政はもとより住民、事業者、団体等が協働し、参画して取り組んでいけるような環境づくりに努めることを求めます」。2つ目、「本計画の推進にあたっては、計画原案にある『4つの方針』における将来イメージを尊重しながら、情勢の変化や住民ニーズに的確に対応した施策の実施に努められることを求めます」と。3つ目、「本計画の実施にあたっては、PDCAサイクルに基づき実施内容を精査し、継続的に改善していくことを求めます」と。4つ目、「本計画の進行管理においては、住民のみなさんへも分かり易く説明できるよう、施策や取組内容に応じて、指標等の設定・活用を検討することを求めます」と。以上の意見を付していただきまして、答申していただける予定となっております。

以上で、観光振興計画の案について説明を終わらせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） パブリックコメントによってこういう、書いています資料1-1の1、2、3の方のご意見については参考にしますということで回答をされるということですね。4番目の方のパブリックコメントに関しては、3つ追加修正をされるということだと思います。

確かに、学校を入れる、教育との連携というのが非常に大事ですので、子どもたちに、小・中・高という世代に観光を学んでいただくための仕組みをつくるというのは非常に大事ですので、14ページに挿入されたことは非常にいいことだなというふうに思いますのと、大学等との連携により観光資源云々かんぬんありますね。これは、今も本町は府立大学とかいろんなところと産官学の連携をやられているというふうには認識しておりますけれども、その「大学等」という中に地域の、先ほどのところには小・中・高な

んですけれども、「大学等」の中に地域の大学生の世代の方々も含めていろんな仕組みをつくっていく必要があると思うんですけれども、この「大学等」というのは、この「等」の中にはどのようなものを、私、今言いましたような地域の大学生なんかも含めた概念で理解していいのか、そこを聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 聞かれましたとおり、地域の大学生も含めまして、大学との連携とともに考えていきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういうことであれば、小・中・高・大と、やっぱり地域の若い世代に今後宇治田原のよさを知っていただいて、それを学びの中で観光施策とつなげる、これが非常に大事なことでございますので、そのような仕組みをぜひとも具体化して、早期に着手できるように要望しておきます。

それ以外で、ちょっと今の部分で修正された分で、19ページで言われました進捗の管理の、「この指標の進捗を観光まちづくり会議等で適切にチェックし」というのを入れましたという。私は観光まちづくり会議そのものについては、初期の段階、最初の総合戦略の4年間の間にここの守りをしていると手つかずに、施策そのものが手薄になるのでやめといたほうがいいんじゃないですかというのを再三に述べておりましたけれども。

この観光まちづくり会議は、6ページに書いているんですけれども、これ、計画の推進体制というところのしょっぱなに出てくるんですね。推進体制の母体が進捗の管理をするというのはおかしいの違うかと。追加されていますけれども、実戦部隊の組織が、常々言われているのは第三者機関にチェックしてもらったりするほうがいいんでしょうと。やる推進母体がチェックしながらやっていくというのは、片方の推進の中で点検しながら、町行政が行政改革大綱なんかでやりながら推進されるのはそれでいいですね。けれども、それを見る外部機関というのも、行革でもつくられているわけですから、私はそういうチェック機関というのは外側から見る必要があるのではないかなと思いますので、ここのところは追加されていますけれども、これ削除されたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（谷口重和） 答弁どうですか。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） そのあたり、もう一度ちょっと相談させていただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 確かに、それぞれ推進の中でいろいろ検討されて、この進捗については進みぐあい悪いで、もうちょっと体制を整えましょうとか、予算をもう少しふやしましょうと、そんなのはいいんですけれども、全般としての計画の進捗状況を評価したり、先ほどあった答申の中にもございましたよね、PDCAサイクルに基づききちっとやりましょうとか、指標等の設定、活用を検討することを求めますという答申の中にあるんですけれども、まさにそれは第三者から見てこの計画の進捗がきちっと計画どおりやられているかどうかというのを見るのが意義のあることなのでね。やっている本人がチェックしていったって、それはマッチポンプにしかならんので、ぐあい悪いの違うかと言うていますので、十分検討されて、いい方向に、最終の19ページが一番大事なんです、これ、行政側が事業を進められる折は。ですから、十分検討されて、いい方向に持っていかれて、最終案を楽しみにしておきます。

それと、ほかの件で、前のときに言いそびれました分を含めて、ちょっと二、三言いたいと思うんですけれども、観光客の入り込みの部分ですけれども、12万人を20万人に設定ということが目標として掲げられているんですけれども、8ページのほうを見ますと、上の平成26年の年間観光入り込み客の近隣の状況なんですけれども、ここに右から3つ目に12万ということで宇治田原町のピンクがあります。この他のところを見てみますと、非常に同じような規模のところも含めまして大変多く、井手町ですと3倍ぐらいの入り込みですし、南山城村ですと31万4,000とかいうのが大きくあらわしておりますし、笠置でも24万3,000とあります。

そのような状況からいくと、宇治市の520万とかを追いつき追い越せになれば本意でしょうけれども、そのあたりを目標にしながらやっていくと。ここを超えられないことは、この今の計画を見てみますと、非常に重点的にいい計画になっていると私は思っておりますので、そのことをやっていけば10年後には決してこの井手町の35万とか、そんなのに負けないような観光のまちになっていると私は思うんですよ。

そうしたら、この表からいっても20万はちょっとハードル低いの違うかいなと思うんです。この中で見たら、20万いうたら京田辺市がちょうどそれぐらいになっているんだと思うんですけれども、その20万の部分、近隣のところに追いつき追い越せで行くとすれば、この計画を着実に進んでいけば行くんじゃないかなと思いますが、担当課の意見をお聞きしながら次の質問に移りたいと思うんですけれども。とりあえずその思いはどうなんでしょうか、担当課としては。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 担当者の思いとしましては、宇治田原は12万で、井手町さんは30万を超えているわけなんですけれども、観光入り込み客数につきましては、推計によるところとか、どのポイント、場所をカウントするかによって大きく変わってくる場合がございます。単純にこの数字だけをもちまして近隣の市町村よりも上回るというよりも、今現状うちが把握している12万人の数字をもとにこうしていきたいというような方針を立てさせていただくほうが、より具体的に事業も進められるのではないのかなと考えたりもしております、その辺ご理解いただけたらなと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 担当課はそういう低目のハードルのほうが、もしできへんだったときのことを思ってどうかなと思うんですけれども、うちの人口ビジョン、総合戦略の中で9,600の現状が10年後、総計の最終年度に9,700、そして平成42年には1万人というので、これが自治体の単位としては最低これぐらいでないと、社人研やらが言うような7,000やとどうしてもそういう地方としての機能を果たさなくなるといの中で、厳しいかもしれませんが1万人を設定しますというふうなことのご答弁が副町長からございました。

そうしますと、先ほどのこの担当課が言うているのと今、宗円の郷を中心にしたお茶の京都のいろんな取り組みなんかでいきますと、それ以上に見込みで京都府全体としての京都南部の取り組みを充実させていけば、もう少し大きな目標を掲げておいてもいいのではないかなと。そのことが定住化とかそういったことにもつながっていくのではないかなと。宇治田原を売り込んで、宇治田原町に住みたい。先ほどの教育の関係のことでもここに組み込まれてやっておられたら、そういう教育と観光とも連携しながらやっておられる町に行きたいということが、1万人の達成に非常に拍車をかけていくのではないかなと私は思っておるんですね。

そういうことからすれば、1万人の目標と連動するような形の観光入り込み客数の目標設定もあながちハードルが高いことではないのかなと思ったりもするんですけれども、その辺について、副町長はどのように考えられて、従前の委員会で20万人とおっしゃったんですけれども、今そういういろんな取り組みがふくそうして、頑張っていこうかということが総合戦略の中でまとめられている今日段階で再度その考え方が変わったのか、もう少し強く思われて、いやこれはちょっと低かったなと反省されているのかどう

か含めて、ちょっと副町長のご意見をお聞きしたいんですけども。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご指名でありますので答えさせていただきます。

確かに前回委員会で20万人という数字は私自身も申し上げたことをきちっと覚えております。今も数字の話が出ておりますし、ここにも書いておりますこの計画は、5ページですね、10年という計画で、10年後に現在の12万を20万人という一つの目標があって、同時に、先ほどのお話もありました総合計画における、この中では中期計画ということで、12万を15万ということで書かせてもらっております。

そういう意味で、この15万という数字はここには出てこないんですけども、約5年後に大体3万人ふやすと、3割弱と。こういう数値としては一気に上げるというのも担当部局あるいは委員会のほうでもご議論いただきまして20という数字が出ております。

あわせて、やはり目標という数値としてはあわせませんけれども、当然のことながら観光客が多く訪れていただきますことは交流の話、前回もJRの話もありましたけれども、やはり大勢の方が訪れていただくということ、外国人の方もありますけれども、そういうことが大変大事と思いますから、数値としては20万人という数字を出させてもらっておりますけれども、実際のところはそれ以上を実現するということには何ら支障になることではありませんので、やはりこの進捗をチェックする中で、それはそれ以上のものを目指してやっていきたいというふうに考えております。

あわせて、少し質問とずれるかもしれませんが、若干私自身もこの中で思っています、少しよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副町長（田中雅和） 数字とあわせて、8ページにいわゆるアンケートの調査で滞在時間のほうがありますので書いておりますけれども、大半の方が短い時間で、30分以内が84%、こういうことがありまして、観光の中身についても充実した、例えば最近よく言われています体験とか、それから当然、神社仏閣等歴史遺産がありますから、その訪問も多いんですけども、それに合わせてやっぱり体験の問題だとか、それからいわゆる消費といいますか、いろいろ物を買っていただくことも大事ですし、そしてそれからここにも書いております宿泊とか、いわゆる長期的含めましてそういった滞在、ゆっくりしていただくと。そういう中でやはり一時交流から定住と、そういうふうにながっていく。この観光を契機にして、そういった定住にもつながる、そういう施策に

ついてもあわせて、数字だけじゃなくして内容としても充実するといいますか、向上と
いいますか、努めさせていただいていると考えておりますので、よろしく願いいたし
ます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） やっぱりそれ以上にいけば、なお好ましいということでしょうけれ
ども、ただやっぱり役所の方々が立てられた計画というのは、堅実にその目標に向かっ
て行かれますけれども、低いハードルですと低いなりすることにされますので、どうして
もそういうふうになりがちやというふうに私の経験からも思いますので、やっぱりもう
少し内部的には、そういう高いハードルを設定しながらの事業進捗を目指されたいい
のではないかなと思います。

もうここまで煮詰まっていますのでそれ以上は言いませんけれども、ただ20万人の
それぞれの内訳の、現在の12万人のそれぞれの施設ごとの入り込み客が実績としてわ
かっていますので、それが20万人いくのにはどうしていこうかと。4年後、5年後に
は、15万人がどうしていこうかという具体的な目標値を定められながら、施設ごとに、
宗円さんは何万人を何万人にしようとか、くつわ池はこうしようとか、猿丸神社はこう
しようというようなものを仕掛けをすることによって、より具体的にそれぞれの整備の
年次計画が明らかになっていきますので、そのこととあわせてやっていく必要があるの
ではと思っていますので、よろしくをお願いします。

次、17ページの情報の発信なんですけれども、この今の時代、やっぱりここが一番
キーポイントになると思うんですね。前のときも平等院のところとかでアンケート調査
されたら、ホームページに載っていませんよとかいうのが多く聞かれました、アンケー
トの中で。そうしますと、やはり宇治までは来はってもそこからとまってしまう。宇治
は500万人を700万人にしましょうとか750万人にしましょうという大きな目標
を設定されていますけれども、そこまでふえた200万人のうちの1割でも来てくれは
ったらもうそれで2割になるんやから、20万になるんやから、そういうことの中では、
やっぱり情報発信というのは非常に今日的なツールとしては強力なインパクトを示せる
んじゃないかなと思いますので、その辺の専門のプロジェクトみたいな、情報発信の、
それをやっぱり観光。今回は、この前聞きますと産業観光課という名前にされますので、
そういう観光振興係の中にそういうプロジェクトの分も全庁的な職員さんを募って、そ
ういう情報発信できるようなもの、鉄道会社とか旅行会社とタイアップしながらの発信
も必要でしょうし、そういった取り組みについて、情報発信の方法としてはどのように

考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 情報発信についてですが、そのあたりは私も大変大事なことで感じているところでございます。今あるパンフレットとかそういった見直しとか、あとホームページとか、そういったところ辺も見直してはいきたいとは考えておりますけれども、庁内の職員みんなと一緒に考えていきたいという思いもございますので、そのあたり相談させていただきながら体制づくりに努めていけたらなと考えております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その中で一番大事なのは、ホームページなんかでもそうですけれども、いろんなブログなんかでも時期時期に応じて変えていく。ずっと同じ画面になっていきますよじゃなくて、やっぱり魅力ある情報発信にはその都度日々メニューが変わっていきますよとかそういうふうにしないと、これまでのそういう観光客のニーズになかなか応えられていかへんのかなと、これからの観光客のニーズには。そう思いますので、その辺もきちきちっと更新できるような体制もこしらえていってほしいなと思っていますので、これは要望しておきます。

それと、一番最後、19ページの計画目標の設定の中で、上のほうの2段目のところに、来訪者による経済効果を算出しますということで、前もアンケート調査で幾らここへ来られて、先ほども副町長からありましたように、滞在型の部分でいうたら短時間しか、二、三時間が一番多かったと思うんです。お昼を食べて帰られるかどうか、落とされるお金は二、三千円かなとか、いろいろアンケート調査されていましたが、その全体的な経済効果を算出しますはいいんです。

けれども、ここで目標の設定ですから、算出しても、その経済効果はどれだけあるのやという目標設定が大事やね。実績はいいですよ、実績をここまで引き上げましょう、先ほど副町長が言われたみたいに2時間を昼ご飯食べて半日いてもらいましょうとか、体験型にすると朝から晩まで日が暮れるまで来ていただきます、そういうふうなことでだんだん延ばしていけばその分の経済効果というのは生まれるわけですから、そのことによってどれだけの経済効果の目標値を引き上げていくか、これが大事なんですね。実績だけを追っていてもあかんわけで、だからここに目標設定する中に、経済効果の項目もぜひとも入れてほしいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 今いただいたご意見を参考にしながら、そのあたりも検討していきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほどのパブリックコメントでも、参考にしますと差しさわりのないようなことで、役所はこれで最終的に答弁を、回答を返されるんですけども、こういうような方が4名意見を出していただいたということは、本当に真剣に観光振興計画のことを考えられているわけですね。そのことに町行政がどう応えていくかということですから、参考にしたら参考にした結果というのを返していかなあかんのですね。だから、こういう参考にしますと書いておいて、後何にもしなかったら一番あかんで、私ら議員なんかでも申し上げているのは、こういうことをここで言わせていただいたら、それは次の計画とか実際の報告いただいたときに、次からは必ずまた四半期ごとに報告してくれはるんやから、その折にどこを反映したんやと必ず言いますから、だからそういうことは通り過ぎずにきちっと具体化してやっていただきたいなと、そういう覚悟でこの振興計画に臨んでいただきたいなと思うんですけども。

その辺の指導方も含めて、副町長のほうはこの観光振興計画についてはそういう宇治田原町の今策定中の、もう間もなく策定が完了するんですけども、総合戦略の大きな基軸の一つですよ、観光というのは。そういったものに住民の声なり議会の声なんかをきちっと反映して事業の具体化を図っていくと。大事ですので、言っぱなしにならずに、聞いただけでは駄目ですので、それをこういう形で生かさせていただきましたよというのを返すというのは非常に大事なことなんですね。そこで信頼関係が生まれて、そのことでまた住民の方々が次のパブリックコメントに応募してこられる。

総合計画ですと結構17件、7人でしたか、集合されますと。ここは4人の方ですね。それはパブリックコメントの数としては少ないと思いますので、もう少し関心を持っていただけるようにするのは、引き続きそのようなことを返していくことによって町行政に関心を持たれる方がふえていくということですので、その担当課のほうの指導も副町長のほうから、そういう繰り返しの意見に対する具現化で返していくということだと思うんですけども、そういう指導をきちっとされるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） する。します。

先ほどの話ですが、総合計画とか戦略のほうですけども、当然のことながら進捗管

理はきちっとやることにして考えておりますので、そういう中で先ほどの観光の話も一つの指標として入っておりますので、そういう中でやるのか。

先ほど下岡参事のほうから出ていましたけれども、この観光計画につきましては、先ほど副議長さんのご指摘のように、いわゆる推進母体とチェックするのがという話もありますので、そういう面で行きますと、現在個々の計画を立ててきました委員会、こういったものを少し形を変えるか何かして認知しましょう、そういうことも考えられますので、それは別途するのかあるいはまた先ほど言いました総合計画の中でやるのか、このあたりも十分町の中でよく議論も進めさせていただきまして、少なくとも管理についてはしっかりやり、そしてその中身は、先ほどと少しダブりますけれども、必ずしも数字だけでなくして、おっしゃっていただいていますようにいろんな意見が出ておりますので、それが具体策として数字だけでは出せていない、そういった中身のいわゆる進捗管理につきましても、新しいことにつきましてはその中で新しくご説明もし、そしてそれはできた、できなくなっているかもしれませんけれども、施策としての管理についてもそうやってやって、先ほどの話の数字、同じ1名の観光客がいかにたくさん、いわゆるその、例えば宇治茶の郷に寄っただけではなくして、あわせていわゆる訪問もしていただく、あるいは体験もしていただくと。そういった広がりをとめた数字だけでは出てこない施策の中身についても報告ができるように今後とも努めていき、しっかりこの計画以上のものを、当然この10年後には示せるような形で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 確かに、実戦部隊と評価するところが一緒では何の評価かわかりませんので、どうしても自分のところの従セクターの身になってやりますので、厳しい評価はできないというふうに思いますので、一番いいのはやはり策定にかかわっていただいた学識の経験者なり識見の高い方々の、人数はそう多くなくてもその中で選抜しながら第三者機関をつくってチェックしていくと。これが策定に携わった方々に対する、こちらからもお返ししてその人たちに見守っていただくのが一番計画がうまくいくのではないかなと思いますので、その辺の取り組みも今後検討されてきちっとやっていただきたいな、これは要望しておきます。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。上林委員。

○委員（上林昌三） ちょっと1つ、素朴なことを尋ねます。

8ページにございます来訪者の現状という、先ほどから何度かおっしゃっていますが、

宇治田原町12万1,559人と細かい数字まで出ていますが、対象とされている調査の内容は宗円のところとかくつわ池、猿丸神社でございます。その他あると思うんですけども、実際にどういうところでどのような数取り機で勘定されているのか。それぞれの主催されているところというか、そのところの数から報告を受けてこの数字が出てきているのか。きっちり9人まで出る、それが町外の方そして町内の方もあらうと思いますが、聞き取りをされているのではないと思うけれども、この数字が本当なのかということちょっと差し支えない程度で答えてほしいんですけども。どこでこんな細かい数字が出るんですか、これ。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 観光入り込み客数につきましては、毎年府のほうに報告をさせていただいております。地点については後でちょっと説明させていただきますけれども、どこで何人の方が来られたとかそういった詳細の人数につきましては、推計で言っているところもございますので、その辺は内訳まではお許し願いたいと思っております、確認とれていませんので。

では、地点につきましては、くつわ池自然公園、禅定寺、猿丸神社さん、それとくつわ池山の家——もうなくなりましたけれども、それとくれどき市、猿丸市、JAの農産物直売所田原店の以上7カ所です。先ほど言いましたけれども、くつわ池山の家は今なくなっていますのでゼロで上げています。以上です。

（「はい、結構でございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） はい。じゃ、内田委員。

○副委員長（内田文夫） それじゃ、よく似た質問になるんですけども、先ほど来、前向きに12万人の観光客を20万人を目標にいくんだと、それは確かにいい話だと思うんです。今、上林委員から出た人数の問題なんですけれども、ただ私が思いますのは、ベースをしっかり握っておかないと、いいかげんな観光客数を把握してそれに基づいてやっていけばなかなか問題は前に行かないでしょうと。

具体的には、私、くつわ池のほうに関係していますやん。あそこで去年忙しかったね、すごいねという年でも1万人ですよ。その12倍の観光客が現実に田原に入っているというのはやや信じがたいです。40人乗りのバスが10台で400人ですよ、満席で。それが300日、毎日田原に入ってくるという状況でしょう、今の数字では、簡単に言えばね。それを本当にこの審議会で、今、京都府に宇治田原町から12万何百何十九人まで報告をしているんですと。

その報告をするときに、どこにどれだけの人が、くつわ池はマキシマムで1万人しか入っていないですよ。じゃ、猿丸神社には5万人来るんですけども、そんなことは関係ないですよ。じゃ、どこに人が行くんだと今言えば、いや、買い物に来る人も入るんですよ。その農産物を買いに來る人も勘定ということをやります。それをカウントするから、先ほどの副町長のように、滞在していただいている時間が短い。当たり前ですよ、大根2本買いに來て駐車場に入って、大根2本買って安かったねと宇治に帰れば。それをワンカウントしてこれは観光なんだと。

だから、こういう人をふやしていけば、それは経済効果は幾ばくか上がると思いますけれども、もっと基本的にどこに何人が入っていて、そのリピーターはどんな設備があればもっと来たいか。くつわ池でも言われますよ、もっと設備が完璧なものならもう毎シーズン來ますよと。でも、この施設じゃ駄目ですねと。そういうことをちゃんと現場にもっともっと、本当に産業化をやるのならそんなにたくさん観光施設はないですよ。だから、くつわ池に、本当にやる気があれば1週間ずっと泊まり込んで、これはどこが悪いんだというふうなことを真剣にやって、前向きに考えてばっと走るのとは絶対反対しないですけどもね、それはできればいいわけですから。

ただ、そういうことを本当に、根幹部分をしっかり把握すると。それで、10年かけて徐々に上っていくにはどうしたらいいかというのをもうちょっと審議会の委員さんとか産業経済、現実に副町長さんもここに入っておられるとしたら、現場に足を、休みの日でもいいですから來てやれば、もっともっと厳しい数字が出てくるような気がします。

厳しい数字が出てくれば、それに今までの3倍、4倍の負荷をお仕事にかけていただいて、それで10倍するんだというふうに持っていけないと、現場で最大のレジャー施設で仕事を見て、数値見てやっている人間は信じられないというのがありますので、そのところ要望しておきます。現場をよく知って、正確な数値をもって算出していただきたい。それだけです。

○委員長（谷口重和） 要望ですね。

○副委員長（内田文夫） はい、要望で結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、産業振興課所管の宇治田原町観光振興計画（案）についてを終わります。

次に、上下水道課所管の立川浄水場系統（川東取水井）新設事業についてを議題とい

たします。

当局の説明を求めます。野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、上下水道課より立川浄水場系統（川東取水井）新設事業につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、先月1月の当委員会におきまして第4四半期の執行状況報告の中、当該事業の入札が不調に終わり、再度設計内容の見直し、井戸掘削時における仮設安全対策について見直しを行い、今後の事業執行方法を検討したい旨、報告させていただいておりました。今回、見直し設計がほぼ固まってまいりましたので、今後の予定を含めましてご報告させていただきます。

それでは配付資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、1番のところでございますが、事業経過ということで上げさせていただいております。

当該事業につきましては、平成22年度から着手いたしまして現在に至っております。

中を見ていただきますと、22年度、①といたしましては新水源の調査業務、この調査業務につきましては、2段階の調査を実施しておりました。まずは、どこで水源が確保できるかということで、地域は限定したわけでございますけれども、郷之口地区と岩山地区におきまして電気探査というもので、まだ掘らずに地上からどの辺で水脈があるかというふうな調査をまず行っておりました。その後、郷之口地区のほうで水脈があるという電気探査の結果を踏まえまして、同じ22年度におきましては実際に井戸を掘削いたしまして、水をくみ上げる調査を実施した経過がございます。

23年度には、②として書いておりますけれども、調査のほうを追加いたしております。この調査におきましては、実際掘った井戸の調査箇所を利用いたしまして、連続で水がくみ上げられるかという調査を実施いたしまして、あわせて同時にもう井戸の設計のほうに23年度、かかった経過がございます。

24年度には、③、④と書いておりますけれども、③といたしましては、当該水源地从ら実際の浄水場までの導水管の設計を行っております。④といたしましては、新水源地の用地のほうの購入のための測量を行っております。

25年度に入りましては、⑤のところといたしまして、測量いたしました結果に基づきまして新水源の用地を購入、約65平米行っております。⑥といたしまして、導水管のほうにおきましても一部川を渡るところで用地が必要ということになってきましたので、川を渡るところの用地の測量を行っております。⑦のところを書いておりますけれ

ども、初めて、25年度末におきましては、新水源の築造工事の分でございますけれども入札を執行いたしまして、26年3月でございます。このとき入札の公告を行いましたが、参加者がなく不調として終わっております。

この結果を踏まえまして、26年度におきましては、不調となった参加者のなかった理由を確認いたしましたところ、安全対策が欠けているのではないかということから設計内容の見直しを26年度に行いまして、あわせて⑨のところでございますけれども、導水管の用地を購入した経過もございます。

今年度、27年度に入りまして、26年度に見直した設計に基づきまして再度入札を27年12月に行ったわけでございますけれども、参加者1社ございましたが、価格が合わずに不調となった経過がございます。⑩のところでございますけれども、その不調をまた踏まえまして、前回でも報告させていただきましたが、設計業務のほうの仮設の安全対策を再度見直しを行いまして、設計内容のほうがほぼ固まってきたところがございます。⑪のところは予算額として書いておりますけれども、予算額のところに2列で数字を書かせていただいておりますけれども、左側のところが現予算額でございます。ポツで4つ書いておりますけれども、築造工事から4つ目の関連付帯工事まで合わせまして現予算額1億2,620万円計上いただいております。

今回の設計の見直しに伴いまして、今後どう行っていきたいかということでございまして、横のところに数字を書いておりますが、2番の今後の執行予定についてのところでご説明させていただきます。

今年度の入札の不調を受けまして、再度、仮設安全対策費を見直す設計を行っております。この見直した設計でまた再度入札に付したいと考えております。設計変更に伴いまして、築造工事費の概算工事費が940万円の増と見込んでおります。この結果、約5,800万円の予算を再度増額で見込んでおります。この増額分の予算確保につきましては、導水管敷設工事を平成27年度の予算額、2,300万円いただいておりますので、この2,300万円の導水管の工事につきましては、来年度再度計上させていただきたいと考えておりまして、当該年度分の2,300万円を不足額に充当したいと考えております。導水管の敷設工事の予算額につきましては、流用後の残額については3月議会において減額の補正を考えております。

ただいまのところ、下の簡単な箱のところは予算を書いておりますけれども、左上のところ、今年度の導水管の予算額2,300万円を①、②、③と流用したいと考えておりまして、まず①のところは築造工事の安全対策費の見直しによりまして940万円の

増、これによりまして、現予算額4,860万円の築造工事を5,800万円と考えております。また、②のところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、設計書の単価の見直しが機械電気設備におきましても必要となっておりますので、見直しによりまして180万円ぐらいの増を見込んでおりまして、5,020万円の予算額につきましては5,200万円に増額を見込んでおります。この③のところの残額、約1,180万円につきましては、3月議会で減額をさせていただきまして、再度新年度予算で導水管の予算を計上させていただきたいと考えております。

最後、3番のところでございますけれども、仮設の安全対策をどのように変更いたしましたかということをご参考にご書かせさせていただいております。

資料のほうをちょっとめくっていただきますと、1枚目の図面が現計画でございます、ライナープレート工法と呼んでおります。次の資料が見直し後の絵でございますけれども、まず現計画のライナープレート工法のところをちょっと概略を説明させていただきますと、どのようなものかといいますと、上のところ、平面図、同じ場所で4つ絵を描いておりますが、これはちょっと段階ごとに施工する手順を書いた図面を利用しておりますので、見ていただきますと平面のところ、太い赤丸で書いておりまして、これが平面でいきますとライナープレートというものでございまして、円形に設置するものでございます。断面のほう、下のほうを見ていただきますと、この円形のライナープレートというものを大体掘削の面から深さ2.5mぐらいまで、これは地下水よりも上のところで先に掘削をいたしまして、掘削してからライナープレートというものを当てまして落石を防止するようなものでございます。これでは、井戸の実際の掘削は8m以上行いますので、このライナープレートよりも下のところの掘削時にちょっと不安が生ずるということで、今回入札不調となった要因があったようでございましたので、それを見直すために、1枚めくっていただきますと、最後のところでございますけれども、仮設の安全対策としてこちら、矢板の圧入工法でウォータージェット併用というもので見直しをかけております。

こちらのほうにつきましては、鋼製の矢板を——これは14mものでございます、14mを掘削前に地面に圧入いたします。14m圧入いたしまして四方囲ってから掘削するというので、井戸の8m強の掘削に対しまして、地盤の構造上、地質を確認した上で14m打ち込めば、掘削時については安定的な掘削が行えるということでございますので、このような工法に変更いたしまして再度入札に付したいと、3月末を目標に入札できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

す。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしたら、これは導水管の工事費を940万と設備工事の180万にそれぞれ流用しておいて、その2つの工事の間、その矢板のほうをその期間打っておくと、そういうことで理解しておいて、双方のところの安全対策に工事費が追加になっているということでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） すみません、ちょっと説明が足りませんでしたけれども、安全対策費への流用につきましては、①の築造工事のみ安全対策費のほうの流用を考えております。②の180万につきましては、設計書を仕上げてからの経年の経緯がございまして、2月に人件費の単価の見直し等ございましたので、恐らく設計こちらのほう、今単価の入れかえをしているところがございますけれども、こちらは設計そのものは変更しておりませんが、単価の上昇が見込まれますので、この②のほうにつきましても一部流用したいということでこちら書かせていただきました。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構です。築造工事のほうだけに先ほどの矢板工法を使うと。それで変更によって940万ふえよると、こういうことですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（稲石義一） 導水管の工事費については新年度で再計上するので、残った分だけは落としておきますよと。ほかのやつをかき集めて1,180万、入札残と合わせてその分を落とさずに契約、入札の後を見て、いけるというような残額はもう残っておらないという理解をしておいてよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） ご指摘のとおり、現予算からいきますと、ほかから回せる流用からちょっと確保できない見込みですので、このような形で提案させていただいております。以上でございます。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これで上下水道課所管の立川浄水場系統（川東取水井）新設事業についてを終わります。

日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局のほうはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、4課に係る報告を受けたところです。新年度予算におきましては、既に編成作業が終了するものと思いますが、本日報告のありました事項及び委員会で申しておりました多くの事項が的確に予算に反映され、まちづくりにつながることを願っております。

以上で本日の総務産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時41分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務産業常任委員会委員長 谷 口 重 和